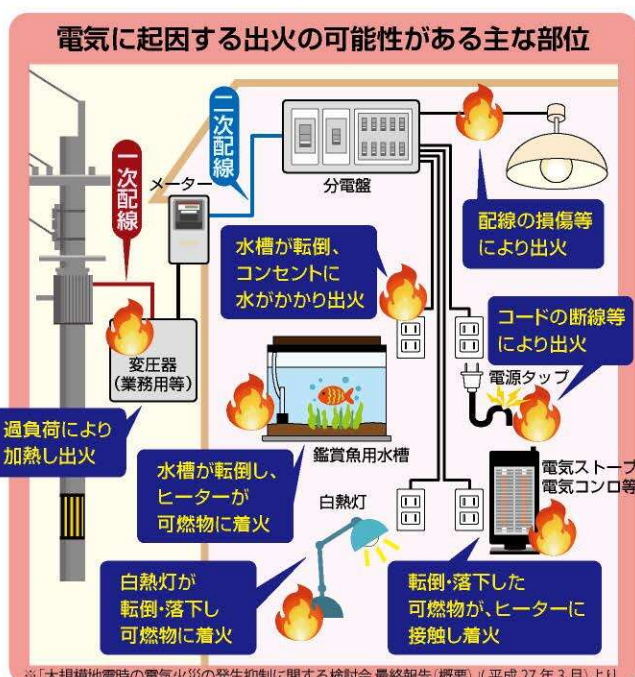
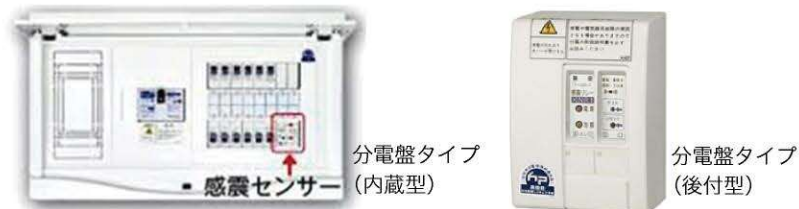


家庭内の安全対策

◆感震ブレーカーの設置

感震ブレーカーとは、大規模な地震が発生した際、ブレーカーを自動的に落として電気を遮断し、停電復旧時に発生する電気火災を防ぐ機器です。阪神淡路大震災や東日本大震災で発生した火災の過半数は電気火災によるものでした。国は、2015年に首都直下地震緊急対策推進基本計画を策定して、延焼のおそれのある密集市街地における感震ブレーカーの設置目標を25%と掲げ、感震ブレーカーの普及を各自治体に呼びかけています。

富士宮市では、感震ブレーカーを設置する世帯に対し、その費用の一部を補助します。



お問い合わせ 富士宮市役所 危機管理局
☎0544-22-1319(直通)

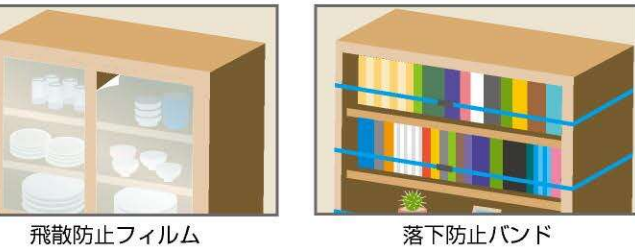
※その他補助要件等については担当までお問合せください。
※記載の補助要件は令和6年度のもです。

◆家具の固定 (転倒防止)



◆内容物の保護

地震が発生したとき、転倒した家具はもちろん、飛び出した家具の中身が避難の妨げになる可能性があります。戸棚のガラス部分には、飛散防止フィルムを貼ってガラスや棚の中身が飛散するのを防ぎましょう。また、ラックや本棚には落下防止バンドを取付けましょう。



◆プロジェクト「TOUKAI-O」

平成23年3月15日に発生した静岡県東部地震により、富士宮市は震度6の地震が記録され、住宅瓦等の破損やブロック塀の転倒などの被害が発生しました。今後発生するであろう東海地震については、これより被害が大きいと想定されており、『TOUKAI-O』は東海地震による家屋の倒壊などによる死者をゼロにすることを目標に、昭和56年5月31日以前に建築された旧建築基準法の木造住宅の耐震化を促進し、震災時における人命の安全を確保するため進めている事業です。地震で命を失わないために、まずはわが家の耐震性を知り、必要な備えをすることが大切です。



耐震診断は **無料** で受けられます。
補強計画や補強工事には **補助金** ができます。
(対象は昭和56年5月以前の木造住宅)

耐震補強で安心な住まいへ



診断は電話1本で！建築住宅課に電話でお申し込みください！
市が派遣する専門家「静岡県耐震診断補強相談士」による耐震診断を無料で受けられます。(今までに専門家の無料診断を受けられた木造住宅は除く。)



補強計画の作成費及び耐震補強工事費に対して補助金を交付します！
工事箇所、工事費を検討して、補強設計を作成します。
補強計画に基づき、耐震補強工事を実施します。

補助額	一般世帯	限度額100万円
	高齢者のみ世帯等	限度額120万円
補助限度額	耐震補強工事の8割	

補助金交付決定前に、設計等に着手すると交付金がもらえませんので、ご注意ください。また、補強計画の作成は、建築士事務所に属する「静岡県耐震補強相談士」に行ってもらった方が必要です。



耐震補強工事で、税制の特例が受けられます。

所得税	基準額の10%控除(限度額25万円)
固定資産税	税額の1/2減額(1年間)

税制の特例を受けるためには、市等で発行する証明書が必要です。

お問い合わせ 富士宮市役所 建築住宅課
☎0544-22-1229(直通)

※補助額は年度により変わることがあります。
※詳細については事前に建築住宅課までお問い合わせください。